

水道水質基準の考え方について

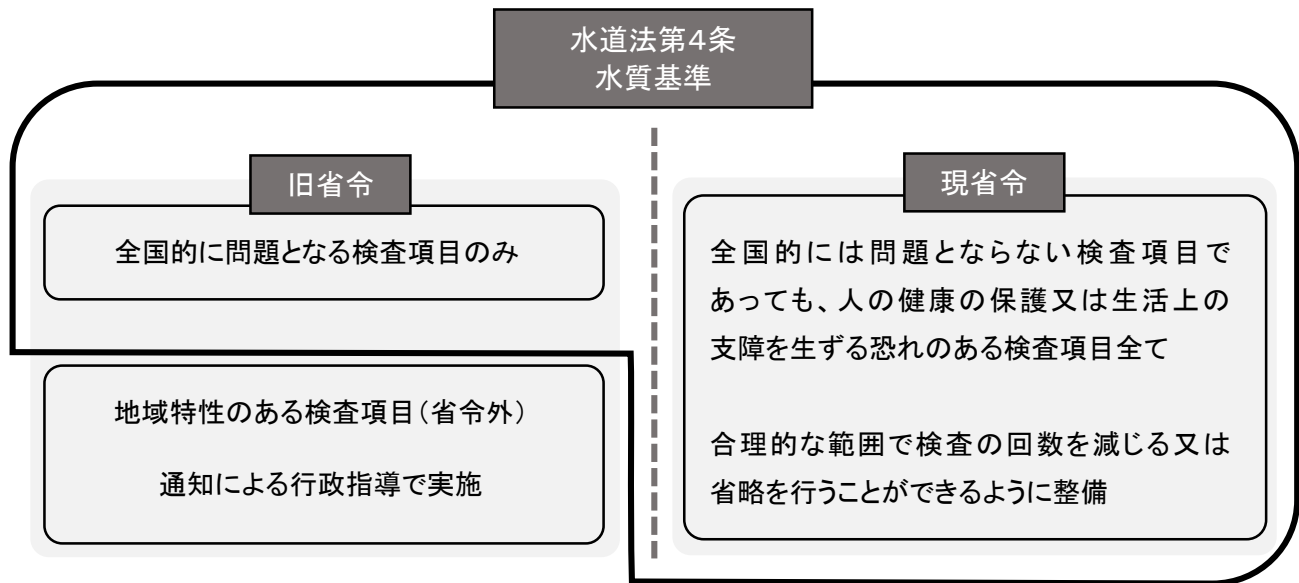


現在、水道水の水質基準は、平成 15 年に公布された「水質基準に関する省令（厚生労働省令第 101 号）」（以下、現省令）内において示されています。それ以前は、「水質基準に関する省令（平成 4 年厚生省令第 69 号）」（以下、旧省令）で示されていましたが、新たな水道水質に係る問題が提起されたことや、世界保健機関（WHO）において飲料水水質ガイドラインの改訂に係る検討が進められたこと等の背景から、全面的な見直しが行なわれました。

水質基準は、旧省令においては「全国的に問題となる項目のみ」としていましたが、現省令では、「人の健康の保護又は生活上の支障を生ずる恐れのある検査項目全て」としました。その為、水質検査においては、原水や浄水の水質に関する地域特性を考慮して、合理的な範囲で検査を減ずる又は省略することができるように整備が行なわれました。

また、旧省令までの水質基準は、一定期間を経た上で水質基準の改正見直しを行なっていました。現省令からは、世界保健機関（WHO）においても飲料水水質ガイドラインの 3 訂版において、今後は“Rolling Revision”（逐次改正方式）によるとされていることや、最新の科学的知見に従い常に見直しを行なうべきとされ、「逐次改正方式」が取り入れられました。

水質管理においては、逐次改正方式により水質基準が見直し・改正されますので、その動向を把握することが重要となります。



当社は水道法第 20 条の厚生労働大臣登録の水質検査機関です。その他、水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）と ISO/IEC17025（サンプリング及び水質基準全 51 項目）の認定も受けております。

詳しくは、当社 分析担当者 貝森、野上（フリーダイヤル 0120-01-2590）まで、お気軽にお問い合わせください。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中の PCB 分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

